

令和5年度 西都市SS（サービスステーション）過疎地対策計画策定支援業務委託
に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

西都市は、居住地から15km以内にSSが存在しないエリアが所在するSS過疎地である。当該エリアは市中心部から離れた山間部に在る東米良地区になるが、地区内唯一のSSが令和4年に閉鎖されたため、地区の最大集落の最寄りのSSが25kmほど離れた西米良村のSSになるなどSS過疎地対象エリアが更に拡大した。現在、西米良村の一部地域を含め燃料供給に支障が生じている。

また、本市中心部から東米良地区、西米良村を経て熊本県湯前町に至るまでは国道219号が主要道路となっているが、西米良村のSSが休日定休日となるため、本市穂北地区にあるSSから湯前町のSSまでの約65kmがSS不在の区間となる。そのため域外からの観光客や通行する車両の燃料確保にも大きな不安がある。

SS過疎地エリアの東米良地区及び西米良村は、人口減少・高齢化が顕著な地域であるが、近年では東米良地区にて地域活性化の事業に取り組むNPO法人が設立されるなど地域活動が活発化しており、令和4年からは農村RMOの運営を開始し地域課題の解決に向けて取り組んでいる。その中で、燃料供給の問題に対し、地元を中心にジビエ工場・販売所を併設することで収益確保や人件費削減を行う効率的な複合施設のSSの設置・運営を目指して検討を始めた。

これらの地域の特性や実情を踏まえ、西米良村と連携しながら地域振興に資することや地域が主体になることにより継続する燃料供給体制の確保を目指す。そのために多様な検討、検証を行いSS過疎地対策計画を策定する。

2 業務概要

(1) 件名

令和5年度 西都市SS過疎地対策計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和5年度 西都市SS過疎地対策計画策定支援業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年2月20日（火）

(4) 委託見積限度額

金9,647,000円（税込）

(5) 留意事項

この公募は、令和5年度9月補正予算成立及び全国石油商業組合連合会が行う令和5年度自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業の交付決定を前提とした準備手続きであり、西都市議会において9月補正予算案が否決された場合又は令和5年度自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業の交付決定が無い場合は契約を締結しない。

3 契約候補者の選定方法

本業務は、SS過疎地対策計画策定の支援を行うものである。計画策定には、先見のかつ柔

軟な思考力、専門的な技術力及び経験を有し、技術的かつ効果的な事業成果を生む手法が必要となる。

そのため、業務遂行にあたり専門知識や経験が必要とされることから、価格のみによる競争では目的を十分に達成できない可能性があるため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により契約候補者を選定する。

4 参加資格

この手続きに参加できる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 発注者の求めに応じて、仕様書に規定する計画策定のための委員会運営支援、現地調査など市内における業務が実施可能であること。
- (2) 過去に、本業務と同種又は類似の業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に掲げる者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、西都市暴力団排除条例（平成23年西都市条例第18号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

5 スケジュール

・公募開始	令和5年 9月 5日（火）
・質問受付締切	令和5年 9月11日（月）午後5時
・質問に対する回答	令和5年 9月13日（水）までに随時
・参加申込書類提出締切	令和5年 9月15日（金）午後5時
・企画提案書提出締切	令和5年 9月25日（月）午後5時
・審査予定	令和5年 9月28日（木）
・審査結果通知予定	令和5年10月 2日（月）
・契約締結予定	令和5年10月上旬

6 参加申し込みについて

(1) 参加申込書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領、仕様書等を理解・遵守した上で、以下の提出書類を期限までに提出すること。

①提出書類

書類 番号	提出書類名	様式	提出部数
----------	-------	----	------

ア	参加申込書	様式1	1
イ	法人概要書	様式2	1
ウ	営業所一覧表	様式3	1
エ	役員等一覧表	様式4	1
オ	財務諸表	任意	1
カ	商業登記簿謄本	写し可	1
キ	都道府県税納税（完納）証明書	写し可	1
ク	法人税、消費税及び地方消費税納税証明書 （納税証明書その3の3）	写し可	1

※カ〜クについては申請日3カ月以内に発行したものを有効とする。

※キについては法人の所在地のものとする。

②提出期限

令和5年9月15日（金） ※持参する場合は、午後5時まで

③提出先

西都市総合政策課（西都市役所3階）

④提出方法

提出資料は紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。

持参による場合は、閉庁日を除く日の午前9時から午後5時までに提出するものとする（正午から午後1時までを除く。）。

郵送による場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着のこと。

なお、期限を過ぎて到着・持参したものについては受付しない。

(2) 参加資格要件確認結果通知について

参加申込者全員に対して電子メールにより通知する。

7 質問及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式5）を電子メールにより送付し、受信確認の連絡を必ず行うこと。なお、口頭又は電話による質問については一切受付しない。

(2) 質問受付期限

令和5年9月11日（月）午後5時まで

(3) 提出先

西都市総合政策課政策企画係 担当：奥野

電話番号 0983-35-3866

電子メール kikaku@city.saito.lg.jp

(4) 回答方法等

質問書に記載された担当者連絡先に対し、メールにより随時回答を送信する。

また、すべての質問及び回答内容は、参加申込締切日以降、参加申込があった者全員に

対し、速やかに電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8 課題写真等書類の提出

(1) 提出書類

書類 番号	提出書類名	様式	提出部数
ケ	企画提案書送付文	任意	1 通
コ	企画提案書	任意	正本 1 部・副本 4 部
サ	見積書	任意	1 通

コ. 企画提案書

- ・取組方針
- ・最近における同種又は類似の受託実績
- ・仕様書に記載した業務内容の作業スケジュール
- ・業務実施体制
- ・企画提案に関し有用な資格を有する技術者等の配置状況（なければ不要）
- ・企画提案
- ・その他企画提案をアピールする書類

サ. 見積書

- ・提案に必要な一切の経費を含めること。
- ・必要事項を記載し、契約権限のある者が記名・押印の上、必ず封書（すべての継ぎ目を見積書に使用した印で封印すること）で提出すること。封筒の表には、件名及び宛名（西都市長あて）とともに、商号又は名称、所在地を記載すること。

(2) 提出期限

令和 5 年 9 月 2 5 日（月） ※持参する場合は、午後 5 時まで

なお、参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式 6）を速やかに提出すること。ただし、企画提案書提出締切までに企画提案書の提出がなかった参加申込者については、辞退したものとみなす。

(4) 提出先

西都市総合政策課（西都市役所 3 階）

(5) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

持参による場合は、閉庁日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までに提出するものとする。

郵送による場合は、簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着のこと。

(6) 提出書類作成の留意事項

- ①提出書類の規格は、A 4 判、用紙縦使い、文字列の方向横書き、片面印刷、文字サイ

ズ11ポイント以上（表、フロー図等のフォントサイズは自由）で作成し、各ページ下部にページ番号を表示すること。

②資料提出後の追加、訂正は一切認めない。また、提出された資料は返却しない。

9 選考方法

令和5年度 西都市SS過疎地対策計画策定支援業務委託に関する公募型プロポーザル審査要領に基づき審査を行う。

1.0 審査結果の通知

文書により参加申込者全員に対して通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

1.1 契約

- (1) 本プロポーザル結果に基づく随意契約とし、契約手続きは西都市財務規則（昭和39年西都市規則第7号）によるものとする。
- (2) 審査により選定した契約候補者と委託契約締結に向けた交渉を行うが、協議が不調となった場合は、次順位の交渉権者と委託契約締結に向けた交渉を行うものとする。
- (3) 委託業務については、契約候補者と協議の上、内容を一部変更する場合がある。

1.2 失格

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が委託見積限度額を超過している場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) その他、公正を欠いた行為があった場合

1.3 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用及び契約締結に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルで参加申込者から提出された書類は返却しない。
- (3) 本プロポーザル又は本業務に関する情報公開請求があった場合は、西都市情報公開条例（平成11年西都市条例1号）の規定により提出書類の公開をする場合がある。
- (4) 本業務の遂行に当たって知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (5) 受注者の責に帰すべき理由により、本市及び第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (6) 受注者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときはこの限りではない。
- (7) 本業務は、成果品を納品し、本市の検査合格後完了とする。ただし、業務完了後にお

いても、受注者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、受注者の負担において速やかに修正を行うものとし、これに対する経費はすべて受注者の負担とする。

1.4 書類の提出及び問い合わせ先

【所在地】 〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地
【担当部署】 西都市総合政策課政策企画係
【担当者】 奥野
【電話番号】 0983-35-3866
【FAX】 0983-43-3654
【電子メール】 kikaku@city.saito.lg.jp